

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置したうえで、「地域まちづくり支援員」等を常駐させる。「地域まちづくり支援員」は1名につき、5校区等以下の地域を担当し、地域実情に応じて、地域等に出向き業務を行わせる。なお、「此花区まちづくりセンター」においては、2名以上の「地域まちづくり支援員」を配置する。また、適宜「スーパーバイザー」が「此花区まちづくりセンター」等に対し助言・指導を行う。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援

- ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- カ 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

◆委託期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

中間支援組織イメージ図

